



2025年1月31日

各 位

会 社 名 GLOE 株式会社
代表者名 代表取締役 谷田 優也
(コード：9565 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 管理本部長 村田 光至朗
(TEL. 03-6380-1020)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社カヤックについて、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）又はその他の関係会社の商号等

(2024年10月31日現在)

| 商号 | 属性 | 議決権所有割合 (%) | | | 発行する株式が上場されている 金融商品取引所等 |
|----------|-----|-------------|------------|------|----------------------------|
| | | 直接 所有分 | 合 算 対象分 | 計 | |
| 株式会社カヤック | 親会社 | 52.2 | — | 52.2 | 株式会社東京証券取引所 グロース市場 |

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、その他の上場会社と親会社等との関係

(1) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係

資本関係につきまして、株式会社カヤックは、当社議決権の 52.2%を保有する親会社であります。当社は、親会社グループにおいて e スポーツユニットに区分されておりますが、親会社グループ内において、当社の主な事業内容と同事業を展開しているグループ企業はなく、親会社グループ内における競合は生じておりません。人的関係につきましては、本書提出日現在、親会社との兼務役員及び親会社からの出向者はありません。

(2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本的關係などの面から受ける経営・事業活動への影響など

株式会社カヤックは、当社の議決権の 52.2%を所有しておりますが親会社の承認を必要とする取引や業務は存在せず、事業活動を行う上で制約はありません。

しかしながら、議決権比率の観点から、定款の変更、取締役及び監査役の選解任、合併等の組織再編行為、重要な資産・事業の譲渡及び剰余金の処分等、株主の承認が必要となる事項に関しては、親会社による議決権行使が当社の意思決定に影響を及ぼす可能性があります。

- (3) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響などがある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社グループは、事業における親会社からの制約を受けず、人的関係もない体制で、独立した意思決定による独自の経営を行っております。

関連当事者取引を行う際には、取締役会決議を必要としております。また、管理部門における取引開始時の確認や、監査役監査や内部監査における事後確認を行うことで、同社との取引における健全性及び適正性確保の仕組みを整備しております。なお、同社及び同社グループとの取引については、事業上の必要性及び他社との取引条件等を比較しその妥当性の検証を行なった上で取引を行う方針であります。

3. 支配株主等との取引に関する事項

支配株主である株式会社カヤックとの取引の状況については、下記のとおりとなります。

| 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----------------|-------------|----------------------|---------------|----------------|----------------------------|--------------|-----|--------------|
| 株式会社 カヤック | 神奈川県 鎌倉市 | 900,238 | コンテンツ | 債務被保証 業務の受託 | 賃貸借契約 に対する債務被保証 (注1) | — | — | — |
| | | | | | 業務の受託 (注2) | 14,687 | 売掛金 | — |

(注) 1. 当社グループの不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けており、当連結会計年度に支払った賃借料は40,023千円であります。また、保証料の支払いは行っておりません。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針については他の取引先と同様であります。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要とします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

以上